雄冬海岸

増毛町 議会だより

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

発行 / 増毛町議会　編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町３丁目61番地　TEL/53-1311

第３回定例会

報告事項・一般議案・補正予算など …… 2～5P
平成30年度一般会計ほか10会計決算を認定 …… 6P
各議員の賛否一覧 …… 7P
町長からの行政報告 …… 7～8P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』…… 9～21P
議員活動リポート・第３回臨時会など …… 22～23P
議会のうごき、編集後記 …… 24P

第159号
令和元年11月５日

平成30年度増毛町各会計決算を認定

町功労者へ赤島 春樹氏を決定

教育委員の任命、仙北 剛久氏の任命に同意

増毛町議会は第３回定例会を９月11日から13日までの３日間の会期とし、増毛町功労者表彰の受賞者の決定、一般会計ほか７会計の補正予算、その他一般議案、教育委員の任命などの案件について審議し、原案どおり可決した他、選挙管理員会委員及び補充員の選挙を行い当選人が決定しました。

また、平成30年度各会計の決算は特別委員会を設置して審査し、委員長報告のとおり認定されました。

令和元年 第3回定例会

9月11日~13日開催

財政健全化報告

◆平成30年度財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化の判断比率、公営企業会計の資金不足比率が監査委員の意見を付して報告されました。

健全化の判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも黒字のため発生せず、早期健全化判断基準を下回っています。

実質公債費比率は、前年度から増減なく10・9％となっており、こちらも基準を下回っています。

将来負担比率についても、町債残高の減少、基金積立増により、発生していません。

公営企業会計の資金不足比率は、前年度に続き、いずれも発生していません。

報告された内容は、町広報11月号及び増毛町公式ホームページで公表されていますので、そちらで確認していただきたいと思います。

一般議案

◆増毛町功労者表彰

８月16日開催の表彰審議会において、赤島春樹氏を功労者とする答申があり、町表彰条例の規定により、議会の議決をもって、決定しました。

◆損害賠償の額を定めることについて

平成30年８月12日に町道の歩道の縁石から出ていた鉄筋につまずき転倒、負傷した事故における損害賠償額について、原案のとおり可決されました。

◎損害賠償額

20万2040円

◆増毛町宿泊施設指定管理者の指定について

増毛町の宿泊施設指定管理者の指定について提案があり、原案のとおり可決されました。

◎指定管理者所在地・名称

増毛町稲葉町１丁目17番地

株式会社　クニマレコン

フォートプラス

代表取締役　林　眞二

◎指定期間

令和元年10月１日から

令和４年９月30日まで

選挙

地方自治法第182条第１項及び第２項の規定に基づき、令和元年11月11日付けをもって任期満了となる、増毛町選挙管理委員会委員及び補充員の後任者の選挙を行い、次の方々が当選されました。

◎選挙管理委員会委員

織田　達史　氏

早坂　範子　氏

中野　幸洋　氏

三浦　幹夫　氏

◎補充員

南山　岩男　氏

小林　千秋　氏

石川　邦憲　氏

奈良　幸枝　氏

◎任期

令和元年11月12日から

令和５年11月11日まで

人事案件

◆増毛町教育委員会委員の任命

9月30日で任期満了となる仙北剛久氏の後任に、引き続き同氏の任命に同意しました。

条例の制定・改正

◆増毛町森林環境譲与税活用基金条例の制定について

森林整備及びその促進を図ることを目的に、森林環境譲与税を財源とする基金を創設するため制定されました。

施行日は令和元年10月1日

◆増毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律及び住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されましたので、本条例も所要の改正をしました。

施行日は令和元年9月14日

※一部の改正は、令和元年11月5日から

◆増毛町税条例等の一部を改正する条例

平成31年度税制改正を内容とした地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例も所要の改正をしました。

施行日は令和元年10月1日

※一部の改正は、公布の日、令和2年1月1日、令和3年1月1日、令和3年4月1日から

◆増毛町手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が10月1日から施行されることに伴い、本条例も所要の改正をしました。

施行日は令和元年10月1日

◆増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等が、10月1日から施行されることに伴い、幼児教育・保育に係る利用者負担の無償化及び子育てのための施設等利用給付制度の創設等を規定するため、本条例も所要の改正をしました。

施行日は令和元年10月1日

◆災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が8月1日から施行されたことに伴い、町の調査権限等を規定し、貸付を受けた者の資力等の状況に応じた適切な対応を可能とするため、本条例も所要の改正をしました。

施行日は令和元年8月1日

◆増毛町水道条例の一部を改正する条例

水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されることから、本条例も所要の改正をしました。

施行日は令和元年10月1日

◆増毛町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人等が消防団員となることができないとする規定等の削除等、本条例も所要の改正をしました。

施行日は公布の日から

委員会報告

◆総務文教常任委員会報告

今定例会において付託された案件について報告されました。

◎要請第1号

地方財政の充実強化を求める意見書の提出に係る要請について

◎審査結果　採択

令和元年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出　8,168万円の増額
総　額　51億6,208万円に

歳入
- 固定資産税…… 315万円増
- 森林環境譲与税…… 480万円増
- 普通交付税…… 417万円増
- 子ども・子育て支援事業費補助金… 525万円増
- 結婚新生活支援事業交付金… 100万円増
- 農業次世代人材投資事業交付金… 188万円増
- プレミアム商品券売上代… 2,400万円増
- 町債（健康推進委託事業債など）… 3,215万円増

歳出
- 宿泊施設指定管理料…… 876万円増
- 森林環境譲与税活用基金積立金… 480万円増
- 結婚支援事業補助金…… 200万円増
- 地域おこし協力隊員起業化支援金… 100万円増
- 空き家等除却補助金…… 650万円増
- 商品券取扱事業者交付金… 3,000万円増
- 農業次世代人材投資事業交付金… 188万円増
- 住宅リフォーム補助金…… 430万円増
- 民間賃貸住宅建設補助金… 800万円増
- デジタル防災行政無線工事費…… 602万円減

観光施設事業特別会計

歳入歳出　512万円の増額
総　額　5,904万円に

歳入
- 一般会計からの繰入金…… 512万円増

歳出
- 温泉施設修繕料…… 496万円増
- 温泉施設フロント業務委託料… 13万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出　24万円の増額
総　額　2億2,942万円に

歳入
- 各種実費徴収金等…… 6万円増
- 一般会計からの繰入金…… 18万円増

歳出
- 一般備品購入費…… 3万円増
- 病衣等借上げ料…… 13万円増

意見書

◆提出した意見書

◎地方財政の充実強化を求める意見書

人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を求める内容となっています。

◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書

既存制度や森林環境譲与税を活用し、地域の林業・木材産業の振興を加速するための財源確保を求める内容となっています。

いずれの意見書も内閣総理大臣をはじめ、関係閣僚等に提出しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、8167万8千円が増額されました。

歳入は、町税、森林環境譲与税、普通交付税、子ども・子育て支援事業費補助金、結婚新生活支援事業交付金、プレミアム商品券売上代、町債の増額が主なものです。

歳出は、宿泊施設指定管理料、森林環境譲与税活用基金積立金、結婚支援事業補助金、空き家等除却補助金、商品券取扱事業者交付金、民間賃貸住宅建設補助金の増額とデジタル防災行政無線更新経費、スクールバス購入費の減額が主なものです。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、512万1千円が増額されました。

歳入は、一般会計からの繰入金を増額しました。

歳出は、温泉施設費の修繕料、消費税改正に伴う燃料費及びフロント業務等の委託料、スキー場費の消費税改定に伴う委託料及び機械借上げ料の増額と、土地借上げ料の減額が主なものです。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、24万2千円が増額されました。

歳入は、諸収入及び一般会計からの繰入金を増額しました。

歳出は、一般備品購入費、医療用消耗器材費、消費税改定に伴う委託料などの増額が主なものです。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに２８５万７千円が増額されました。

歳入は、各補助金、一般会計からの繰入金の増額が主なものです。

歳出は、介護予防・生活支援サービス事業費、施設介護サービス事業費の増額が主なものです。

◆公共下水道事業特別会計

歳入歳出とも５９２万９千円が減額されました。

歳入は、国庫支出金、一般会計からの繰入金の減額と町債の増額が主なものです。

歳出は、委託料、工事請負費の減額が主なものです。

◆水道事業会計

収益的収支の支出は、消費税の改定に伴う営業費用、営業外費用の増額と予備費の減額で、総額の変更はありません。

◆簡易水道事業会計

収益的収支の支出は、消費税の改定に伴う営業費用、営業外費用の増額と予備費の減額で、総額の変更はありません。

◆砕石事業会計

収益的収支の収入は、林道・農道工事における切込砕石の追加販売による売上収益、機械使用料として１１４０万４千円が増額されました。

支出については、生産費用、売上原価、消費税の増額と予備費の減額などで、１１４０万４千円が増額されました。

介護保険特別会計

歳入歳出 **286** 万円 の増額

総　　額 **9** 億 **1,090** 万円 に

歳　入

国・道からの補助金……… 11 万円増

一般会計からの繰入金…… 275 万円増

歳　出

介護予防・生活支援サービス事業費… 168 万円増

施設介護サービス事業費… 273 万円増

下水道事業特別会計

歳入歳出 **593** 万円 の減額

総　　額 **2** 億 **2,815** 万円 に

歳　入

公共下水道事業補助金… 1,185 万円減

下水道債…………………… 800 万円増

一般会計からの繰入金…… 208 万円減

歳　出

下水道長寿命化計画策定業務委託料… 257 万円減

下水道長寿命化更新工事費…170 万円減

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2** 億 **2,348** 万円

収益的支出

営業費用（備消品費・委託料の追加など）… 7 万円増

営業外費用（消費税の追加など）… 72 万円増

予 備 費…………………… 79 万円減

簡易水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2,715** 万円

収益的支出

営業費用（通信運搬費の追加など）…1 万円増

営業外費用（消費税の追加など）…2 万円増

予 備 費…………………… 3 万円減

砕石事業会計

収益的収入及び支出 **1,140** 万円の増額

支出総額 **3** 億 **767** 万円 に

収益的収入

売上収益（切込砕石売上など）…1,083 万円増

機械使用料（ブル使用料）……… 57 万円増

収益的支出

生産費用（砕石生産費）……972 万円増

売上原価（切込砕石・割石）… 655 万円増

消 費 税…………………… 60 万円増

予 備 費…………………… 546 万円減

平成30年度各会計決算審査 特別委員会を開催

増毛町議会は町より監査委員が行った決算審査の意見書を付して提出された昨年度の一般会計及び特別会計、企業会計の11会計の決算認定の審査を行うため、議長と議員選出の監査委員を除く9名の委員で構成される平成30年度各会計決算審査特別委員会（岩崎俊一委員長、上野剛副委員長）を設置し、9月12日には一般会計を、13日には7つの特別会計と3つの企業会計の審査を行いました。

両日とも、昨年度の各会計の執行状況やそれに伴う事業の成果などを、提示された資料や担当者からの説明を聞き取り、厳正な審査をした結果、一般会計を含む10会計は要望を付け認定、1会計は提出どおり認定するとの審査結果の報告があり、委員会終了後に再開された本会議で認定となりました。

決算認定の報告後には堀町長から、指摘のあった事項については真摯に対応していきたいとの発言がなされ、今後に期待するものであります。

※各会計に付された要望は以下のとおりです。

◆一般会計

歳入において、不能欠損額が町税のみ（993千円）であり、前年度よりも大幅に減少している。町税の徴収率がわずかに上昇し、その努力がうかがわれる。しかしながら、滞納者の固定化が常態化しており、今後、法の下の公平性を堅持し、新たな滞納者を生まないよう情報提供も含め、一層の努力を望む。

また、予算執行率の十分な確認・精査を行い、不用額が過大とならない予算編成を望む。

◆国民健康保険特別会計

常態化している滞納者の納税意識を高め、更なる国保税の収納率向上に一層の努力を望む。

◆観光施設事業特別会計

天候や人口減などに影響を受ける中、各施設の利用客が減少し、厳しい経営状況にあるが、利用客の増加に向けて、力を尽くしていただきたい。

◆診療所事業特別会計

高齢化が進む中、唯一の医療機関として、医療サービスの充実を図り、町民の負託に応えられるよう一層の努力を望む。

◆介護保険特別会計

保険料の収納率が微増しているが、滞納者が固定化しており、回収に向けて一層の努力に期待する。

◆公共下水道事業特別会計

受益者負担金の滞納分に関しては、他の滞納分と重複する個人や法人が目立つことから、他の会計とも連携をとり、悪質滞納者には強固な徴収を図られたい。

◆港湾整備事業特別会計

使用料の未収額の解消に努めていただきたい。

◆後期高齢者医療特別会計

保険料の未収額が倍増しており、早期の回収に努めるよう望む。

◆水道事業会計

未納者への給水停止等の未収対策により、滞納防止、徴収強化に努められたい。

◆砕石事業会計

公共事業の減少等により、今後も厳しい状況ではあるが、在庫品とのバランスを考えた中で、経費節減を図るとともに、経営向上に努められたい。

※簡易水道事業会計に要望はありませんでした。

決算資料について担当者から説明を受け審査を実施

令和元年第３回定例会　審議した議案と各議員の賛否

番　号	事件名 ＼ 議員名（議席順）	合羽井達男	川島　優	酒井　倫明	大井紀美恵	松倉　清道	上野　剛	菅原　幸弘	西山　征二	岩崎　俊一	小田　緑	飛内　眞吾	議決結果
議案第 48 号	増毛町功労者表彰について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	原案可決
議案第 49 号	損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 50 号	増毛町宿泊施設指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 51 号	増毛町森林環境譲与税活用基金条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 52 号	増毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 53 号	増毛町税条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 54 号	増毛町手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 56 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 57 号	増毛町水道条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 58 号	増毛町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 59 号	令和元年度増毛町一般会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 60 号	令和元年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 61 号	令和元年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 62 号	令和元年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 63 号	令和元年度増毛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 64 号	令和元年度増毛町水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 65 号	令和元年度増毛町簡易水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 66 号	令和元年度増毛町砕石事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 67 号	増毛町教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		同　意
議案第 68 号	平成３０年度増毛町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 69 号	平成３０年度増毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 70 号	平成３０年度増毛町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 71 号	平成３０年度増毛町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 72 号	平成３０年度増毛町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 73 号	平成３０年度増毛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 74 号	平成３０年度増毛町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 75 号	平成３０年度増毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 76 号	平成３０年度増毛町水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 77 号	平成３０年度増毛町簡易水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
議案第 78 号	平成３０年度増毛町砕石事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認　定
要請第１号	地方財政の充実強化を求める意見書の提出に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付　託
意見書案第２号	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
意見書案第３号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

行政報告

令和元年第２回定例会では、町長から３点について報告がありました。

堀町長

要約して町民の皆様にお知らせします。

①令和元年度普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額の決定について

普通交付税及び臨時財政対策債の合計額は、22億8917万1千円が交付決定となり、前年度比で、4418万5千円の減額となっています。

今年度の普通交付税は、小学校費の数値急減補正の縮減、公債費の財源対策債償還費等の減少により減額となりました。

人口減少等特別対策事業費等もわずかに減額していますが、増毛町総合戦略に基づき、目標値の達成に向け取組を一層推進し、地方創生の施策を実行していきたいと考えています。

大変厳しい状況ですが、今後も財政運営プランの着実な取組により、効率的な行財政運営に努め、健全で安定した財政基盤の確立を目指します。

②今年上半期の漁業農業の状況について

果樹については、基幹品目であるサクランボは、長期の雨不足もありましたが、比較的天候に恵まれ順調に生育し、6月下旬には初出荷を迎え、例年にない早い時期からの収穫となりました。雨不足もあり玉伸びが心配されましたが、ここ数年続いた長雨と低温による影響もなく、豊作となり、8月初旬まで収穫が続きました。

今年も増毛駅前、札幌市大通ビッセ地下2階、札幌ドーム、横浜市の京急百貨店にて、増毛産さくらんぼのPR事業を展開しました。試食されたお客様からは、粒が大きくて甘くて美味しいとの感想が寄せられました。

夏場の好天続きで8月上旬からは、プラム、ぶどうの収穫が始まり、りんご、梨についても、春から夏場にかけて天候に恵まれ平年より早く成育が進み、玉伸びも良く、パートレットは例年より2週間ほど早く収穫が始まりました。

水稲も、好天に恵まれ平年より成育は1週間ほど早く、例年より早く稲刈りが始まる見込みです。8月15日現在の作柄概況は「良」となっており、各地区で豊作が期待され、今後も天候に恵まれ豊穣の秋を迎えることを願っています。

今年8月末までの漁業の状況は、昨年同期に比べ漁獲量で574トンの減、金額で4億9926万円の減、約20％減と大変厳しい状況となっています。

主要魚種の昨年同期との比較では、ホタテ漁については、稚貝出荷量が前年より大きく減少し、成貝及び半成貝を含め、漁獲量で565トンの減、水揚げが約2億370万円の減となっています。夏場のウニ漁は、7月が凪に恵まれ各地区で例年にない出漁回数となり、漁獲量で18トン、金額で4500万円の増となり、前年より大幅な伸びとなりました。たこ漁は、漁獲量が約40％減少のうえ、浜値が大きく下降し、漁獲量で330トンの減、金額で3億4283万円の減となっています。エビ漁は、漁獲量が22トンの増ですが、金額で3433万円の減となっています。ナマコ漁は、漁獲量で7トンの増、金額で3408万円の増となっています。

今年度もナマコの資源増殖のため、漁業協同組合及び資源増殖部会会員が「ナマコ資源増大事業」として350万粒の種苗生産と20㎜サイズの稚ナマコを15万粒購入し沿岸海域へ放流する予定で、漁獲可能な親ナマコへの成長を期待しています。

9月以降は、鮭定置網漁、えびこぎ網漁、あわび漁が始まりますが、豊漁と安全操業を願っています。

③北海道日本ハムファイターズ応援大使事業について

9月6日から8日にかけて札幌ドームオープンテラスにおいて開催された「第10回なまらうまいっしょ！グランプリ」に増毛町が出店いたしました。

このイベントは、その年の市町村応援大使18市町村がイチオシグルメを持って集結するものであり、増毛町は「えび・タコザンギ」で出店いたしました。

当町の応援大使の西川選手、杉浦投手が初日にヒーローに選出されるなど追い風も吹き、後援会及び町職員の頑張りもあり、準グランプリを獲得することができました。また、売り上げに関しては1位となり、増毛町のPRとしては大きな効果があったと考えています。

今年度の応援大使事業はこの後、応援大使2選手によるトークショーを予定しています。今後もこの好機を存分に活かし、応援大使の力を借りて増毛町のPRと町民交流の促進を図っていきます。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい！！

　今回の第3回定例会の一般質問は、本会議１日目の13日に行われ、6名の議員が13項目について、質問しました。

　議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは?

　議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

　増毛町議会では、年４回の定例会で一般質問をすることができます。

（参考：全国町村議会議長会議員必携より）

菅原幸弘議員
(1)合同墓の建立について
(2)会計年度任用職員制度について

大井紀美恵議員
(3)「墓じまい」の要望に応える合同墓の設置等について
(4)高齢者の自動車運転事故防止対策等について
(5)増毛町プレミアム商品券発行事業等について

小田緑議員
(6)防災について
(7)児童扶養手当の現況届について
(8)歩行者の安全について

西山征二議員
(9)地域おこし協力隊について

合羽井達男議員
(10)観光客の集客体制について
(11)町内建設業の担い手確保と育成について
(12)全町防災訓練について

酒井倫明議員
(13)ごみ処理対策について

合同墓の建立について

菅原議員①

Q 他の地域から受け入れるものにしてはどうか

A 町民向けと考えていたがいろいろ検討したい

○菅原議員

近年、高齢者の増加に伴い、断捨離（だんしゃり）や墓じまいという言葉を耳にするようになった。周りの人達に迷惑をかけず、墓の維持・管理を続けることが、交通手段や高齢から、大変辛くなったと聞く。今後も核家族化や少子高齢化で、ますます墓の維持・管理がいかに大変なことになるか改めて認識させられる。また、現在の町営墓地にも、管理されていない墓所が多数見受けられる。現在、40代後半の世代が65歳以上になる2040年には、900万人を超え、その3分の2を女性が占めるという推計値も出ている。一人暮らしの高齢者の不安を取り除くためにも、墓じまいをした後、無縁仏にも対処し、遺骨を安らかに安置できる合同墓の建立が、時代の流れ的にも必要と思う。このような現実を踏まえての見解は。

○町長

墓地に関する考え方については、社会情勢の変化に伴い、変わってきていると理解している。特に、合同墓については、ここ一年ほど設置する市町村が多くみられる状況になっている。暑寒沢墓地の荒れ果てた墓が多数みられる状況も踏まえ、先般、町民アンケートに合同墓に関する設問を設け調査した。まだ集計が完了していないため概算値だが、回答率41％の内、約63％の人が必要と回答している。

町としては、一定のニーズがあることや、選択肢を増やすため、設置に向け、設置済市町村への視察を実施する状況であり、今後も運営方法や諸問題の調査・検討を進めていく。

○菅原議員

三笠市に北海道中央霊園という所があり、5年前に20年間・2000体の埋葬数を想定した合同墓が作られたが、すでに1700体を超えて、新たに500体分の増設工事をしているという記事を読んだ。市内だけではなく、全国から受け入れているようだ。たくさんの利用があれば建設費用も当然安くなるので、他の地方からも受け入れるような形にし、建設費を削減するという考えもできないか。

○町長

合同墓の建設は、町民向けと考えていた。いろいろなことが考えられるので検討させてほしい。

～町営墓地　合同墓設置を望む声も多い～

会計年度任用職員制度について

菅原議員②

Q 来年度導入の任用職員制度への対応は

A 見直し案を第4回定例会に上程する

○菅原議員

この度、地方公務員法及び地方自治法の改定により、2020年4月から、自治体の非正規職員に対し、会計年度任用職員制度が導入されることになった。

今回の法改定による任用根拠の適正化で、特別職非常勤職員は学識・経験が必要とされ、また臨時的任用職員は常勤者の欠員補充の対応とし、それ以外の臨時・非正規職員は原則、会計年度任用職員に移行するとし、非常勤・臨時職員の適用に対し厳格化するとある。

非正規職員は一般事務をはじめとし、保育や給食など、各分

野で正規職員と同様の業務を担っている。

総務省の会計年度任用職員の導入に向けた事務処理マニュアルでは、実態を把握し、任用勤務条件の検討などを経て、２０１９年春までに条例化することになっていると思うが、当町は制度の設立に対し、今までどのような検討や運用をしようとしているのか。

○町長

非常勤特別職は、「専門的な知識経験や見識を必要とする者」と臨時的任用職員についても、「常勤者の欠員補充の対象者で緊急のとき」と、任用根拠が厳格化されて、臨時職員は、来年４月から会計年度任用職員に移行することになる。現在、条例等の制定案や一部改正の見直し案を作成中であり、第４回定例会に上程を予定している。

○菅原議員

今検討中ということだが、正規な職員と非正規な職員の給料格差があるということは、結局、町財政にも関わってくることで、人口減少、少子高齢化、これらを解決するためには働く場所とそれなりの対価を与えなければならない。その時に一般企業ではないが、自治体の経営を考えていくと、非正規を７割、正規を３割にすると、財政状況ががらっと変わる。行政としては非正規の職員の比率は全体の何％くらいが適正か。

○町長

会計年度任用職員化にする臨時職員は、大体１５０名前後。町職員が１２０～１３０名。半分半が適正かと思うが、なんとも答えはできない状況だ。

○菅原議員

町長になってから、臨時職員に対しては手厚い支給が見えているが、この任用制度が適用になってくると、制度に当てはまらない形になるかもしれないので、随時議会の方にも報告をしながら、改定を進めてもらいたいと思うが。

○町長

会計年度任用職員、町の臨時職員は、フルタイムではなく、パートタイム任用職員となる。

給与水準の考え方、手当の支給、期末手当の額の部分を、徐々に上げていく考えでいるが、近隣町村の状況や事務処理マニュアルの細かい数字を参考にしながら進めていく。

大井議員①

「墓じまい」の要望に応える合同墓の設置等について

Q 合同墓の設置の具体的な準備や計画は

A 設置に向けて調査研究を進めている

○大井議員

合同墓を建設する場合は、暑寒沢墓地内とし、平成31年度以降、町として必要だと判断した中で進めるとの答弁であった。

(1)どのような墓にするのか具体的な準備や計画などはあるか。

(2)貸付当初と現在まで貸付者に変更はあると思うが、何件くらいの変更があったか。また、その理由はなにか。

(3)当町にある、無縁墓、小笠原丸殉難者慰霊碑などと区別して考えるのか。また、合葬墓にするのかなど、町民と意見交換や懇談会等を早急に実施して進めるべきと思うが。

(4)８月、墓地敷地内にあるお地蔵様を祀っているお堂で火事が発生するところであった。町民の早期発見で、火事には至らなかったようだ。早々、注意を促す張り紙をして対処していたが、町のホームページや広報等で周知を図ってはどうか。また、水くみ場の開栓期間が４月24日から９月27日までと定めた理由は。

○町長

(1)先に実施した町民アンケートで概算値だが、約63％の町民が設置を希望しているので、現在調査・研究を進めており、先行して設置している市町村に、今月中には視察に行く予定だ。

(2)名義変更届出書を提出してもらうよう平成28年度から広報で周知して、29年度は4件、30年度は1件、令和元年度は4件の名義変更の届出があった。理由は、全て前名義者の死亡となっている。今後も継続して広報での周知を続けていく。
(3)無縁墓・小笠原丸殉難者慰霊碑等を設置した目的が、合同墓とは異なると思われるので、区別して考える。また、アンケートの結果で合同墓の必要性についての把握はできているので、具体的な計画等は引き続き町で検討していく。
(4)8月13日夕方にお地蔵様を祀っているお堂に供えられていたお供え物に、ろうそくの火が引火し延焼したものと思われる。翌日にはお参り後のお供え物の持ち帰りと、ろうそくの火を消すよう呼びかける張り紙をした。今後もホームページや広報紙で周知する。
　水くみ場の開栓期間の掲示は、今年度から掲示した。雪解けから秋のお彼岸までを目安としている。

○大井議員
　町営墓地内に設置するという話だが、場所は決まっているか。また、町営墓地に、合同墓を作るような土地はあるのか。

○町長
　まだ決まっていない、他の町の規模を確認しながら、適正な場所を見つけたいと考えている。

○大井議員
　町営墓地内ではない可能性もあるのか。また以前、平成31年度以降に建設と答弁したが、具体的に何年先か考えているか。

○町長
　今は町営墓地内に建設する予定で、建設時期はじっくり考えて進めていきたいと思っている。

○大井議員
　水くみ場の開栓は、9月22日が秋分の日だが、地方からお参りできない方々は、最終の日曜日に来ているので、9月いっぱい開栓することはできないか。

○町長
　1週間程度伸ばすことは可能ではないかと思う。

～ 墓地の水くみ場の開栓期間延長か ～

高齢者の自動車運転事故防止対策等について

大井議員②

Q 当町の免許自主返納等の対象は70歳以上で国の政策は75歳以上であるが

A 現段階では今後も70歳以上を対象とした事業として継続したい

○大井議員
　当町の高齢者運転免許自主返納支援事業は、平成29年4月に始まり、1年間の返納者数は20人位と聞いた。返納される方の年齢層は、80歳代が一番多いようで、体の動くぎりぎりまで運転をしたい、続けたい、運転をしなければならない事情等があっての結果だと思う。
　6月定例会において、国は「急発進防止装置」への補助等を検討しており、当町でも高齢者の交通資材の充実を検討しなければならないという答弁であった。
　国は、来年度をめどに75歳以上の高齢運転手対象で、自動ブレーキなどの安全機能が付いた車に限定して運転できるように、「新運転免許」の導入を考えているようだ。また、中古車などにも、後付けできる「急発進防止装置」を取り付けることも可能になった。国は、対象者を75歳以上の高齢者を想定した対応策を提案しているようだ。
(1)国の対応策の決定に従って、当町も進めていくのか。
(2)当町は、70歳以上の高齢者を免許自主返納・敬老等の対象にしており、国が示す年齢と違いがあるが、どのように判断していくのか。

○町長

近年、高齢者の自動車運転による悲惨な交通事故が多発していることから、国においても様々な対策を検討しているようだ。

(1)75歳以上の高齢者を対象とした新運転免許の導入検討やアクセルとブレーキの踏み間違い事故を防止するための急発進防止装置は、今後の国の動向を注視するとともに、近隣市町村の状況も確認しながら、対策を検討したいと考えている。

(2)高齢者の運転免許自主返納事業における対象年齢は、当町では70歳以上を対象としている。国の施策との差異も想定されるが、現段階では今後も70歳以上を対象とした事業として継続したいと考えている。なお、国の施策が明らかになった時点で制度内容を精査し、必要に応じて再検討したいと思う。

○大井議員

来年度、そのように決定したら従うということだが、補助金についても来年の国の動向を確認して決めるということか。

○町長

国がどのように動くかは、報道があっただけで、全く示されていない状況なので、補助金の内容、各自治体の状況等も考えながら進めたいと思う。

マーシーのはてなワード

高齢者運転免許自主返納支援事業とは？

運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を促進し、高齢者による交通事故の減少を図るため、町が運転免許証を自主返納した方に対し、公共交通機関を利用する場合の交通費を助成する制度。満70歳以上の町民で全ての運転免許を自主返納してから１年以内の方が対象となり、上限５万円分のバス回数券又はタクシー利用券を交付します。

増毛町プレミアム商品券発行事業等について

大井議員③

Q 商品券が違うと個人の事情が明らかになるので同じ図柄にできないか

A 同じデザインでは商店の換金業務が困難になる

○大井議員

この事業の目的は、消費税率の引き上げによる町民税非課税世帯や子育て世代への影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えのためと理由付けられている。10月からこの商品券を使用すると、町民の事情が知られてしまうのではないか。12月に販売・購入できるプレミアム商品券と同じ絵柄にすることで対処できるのではないか。また、クレジットカードのポイント還元やキャッシュレス決済などに対応できない町内の商店は不利になり、操作も高齢の方々には難しく、商工会や税務署では説明会を行っているが、個人向けの説明会は無かった。町としてアドバイスや相談窓口を開設などして町民の不安を取り除くことができるのではないかと思うがどうか。

○町長

今回の10月からのプレミアム商品券は国の主導で、全額国庫補助事業として実施されるが、地域事情を勘案して取り組むよう指導を受けている。国は、非課税者や子育て世代を対象者として広く公示しているので、町内の事業者が知り得ることは事業の趣旨としてやむを得ない。

絵柄については、地域プレミアム商品券や商工会商品券とは予算及び発行形態が異なるため、それらと区別しなければ、商店の換金業務が困難になる。

守秘義務については、企画財政課で行う取扱事業所への説明会において慎重な対応をするよう指導していく。また、増税に関する町民向け説明会は考えていないが、問い合わせは、できる範囲で真摯に対応する。

○大井議員

商工会への加盟店だけではなく、すべての商店・飲食店への参加を促していると思うが、町民の中には商工会発行のプレミアム商品券と扱いを勘違いする場合もあるので、担当課から説明会をしていただきたいが。

○町長

今回のこの事業は、半分以上の自治体では商工会で受けている事業だが、当町では、プライバシーの問題、そういった事情が分かってしまうということで商工会からお断りをされ、町が進めることになった。混同するという部分は、購入して使えばいいだけなので、何も混同することはないと思う。

～駅舎を絵柄に用いたプレミアム商品券～

防災について

小田議員①

Q 避難時に使用するトイレの備蓄が必要ではないか

A 避難所のトイレの備蓄というのはなかなか難しい

○小田議員

(1)防災訓練について。昨年までの取組経過と課題、今年の取り組み状況、次年度に向けた課題をどう考えているか。

(2)ＴＫＢ（トイレ・キッチン・ベッド）のＫについて。断水を想定し、給水車からの水くみから始める炊き出し訓練など、より実践的な取組をしては。

(3)Ｂについて。段ボールベッドが迅速に供給されるよう協定を結ぶべきだと思うが。

(4)Ｔについて。内閣府（防災担当）による「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」によると、最低限必要な数を備蓄等と記載されているが、①各避難所の既設トイレの汚物等処理方法は。②水洗トイレの使用ルールは。③携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備については。④衛生管理に必要な物資の備蓄は。

○町長

(1)震度５弱の地震発生による津波警報発令を想定し、防災無線の放送や職員配置など、防災の訓練を実施して４年目を迎えた。２年目から炊き出し訓練を開始し、翌年に３か所、今年は７か所で実施した。文化センターでは避難所体験スペースを設けている。経験を積み重ねることが災害に備えるために重要だと思う。今年は旧増毛小学校ほか16か所に職員を配置したが、参加人数は現在集計中。避難訓練に参加した人に炊き出し訓練のカレーライスなどを提供するまでのタイムラグについてが次年度に向けた課題である。

(2)実施できるか検討する。

(3)東日本段ボール工業組合との災害協力協定締結を早急に検討したい。

(4)①水洗式と汲み取り式。②マニュアルは作成していない。③㈱共成レンテム留萌営業所と平成25年１月に締結した「災害時における機器の調達に関する協定」に仮設トイレの調達も対象となっているので非常時には対応できる。④必要な物資について調査研究を実施して、備蓄を検討していきたい

○小田議員

トイレは災害直後から必要なもので、災害になってから物が来るということではなく、トイレを備蓄しておくことも必要だと思うので、ガイドラインの中身を見ながら検討してほしいが。

○町長

今、障がい者用のトイレを１基持っており、イベントでも使っている。避難所のトイレ備蓄というのはなかなか難しい。

町で備蓄をしても被災した避難所まで運ぶ手立てがなくなることも考えなければならない。

～イベントで使用する仮設トイレを災害時には調達～

児童扶養手当の現況届について

小田議員②

Q プライバシー侵害に直結するような設問を設けていないか

A 厳粛に対応しており今後も充分に配慮する

○小田議員

8月は児童扶養手当の現況届の提出時期だが、昨年の新聞報道で、高松市で受給資格を確認するために、夜間に母子が暮らす部屋に1人で入り、タンスの中を個人のスマホで撮影していたことの行き過ぎた調査が行われたと指摘があったり、プライバシーにかかわる設問を設けている自治体もあり、窓口の対応で屈辱を受けたという報道もあった。当町は、プライバシー侵害に直結するような設問を設けていないか。当町の児童扶養手当現況届の職員対応はどのようにしているか。

○町長

指摘の市は県庁所在地で、国から中核市に指定されているので、福祉事務所の設置義務があり、支給の負担割合も3分の2が市の持ち出しになるので、申請から支給決定まで統括して対応している。国のマニュアルに沿って厳粛な対応に努めていると思う。当町は福祉事務所を設置していないので、受給資格申請や現況届の提出時には窓口で受け付け対応し、留萌振興局へ関係書類を送達しており、審査・認定については道が行っている。負担割合は、国が3分の1、道が3分の2となっているので、町は、道の指示の下、厳粛に対応している。プライバシーに対しても最大限配慮し、必要以外の設問及び調査は行っていない。申請時、書類に不備がある場合は内容を尋ねることはあるが、必要範囲と思っている。今後も窓口対応には充分に配慮し、不快な感じを持たれないよう努めていく。

歩行者の安全について

小田議員③

Q 道道増毛港線等の歩行者への安全対策について

A 所管での点検と修繕業務の実施

○小田議員

ふるさと歴史通りの駅前通りが日常的に賑わっている。町の観光振興策が功を奏していると感じると同時に、道道301号増毛港線の交通安全対策の課題と取組について、歩行者の安全という視点から、町内の道路、全体の点検が今一度必要と考える。町による点検はどのように行われているのか。また、町民などからの危険箇所についての相談や通報にはどう対処しており、相談・通報件数はどのようになっているか。

危険箇所を見つけたら積極的に連絡するような広報等での周

知、道路の危険箇所点検も意識したウォーキングイベントなども取り入れて、歩行者の安全対策を推進してはどうか。

○町長

道道増毛港線の安全対策については、留萌建設管理部事業課では、週３回増毛港線を含めた町内の道道のパトロールを実施して、損傷した施設の補修作業や応急措置を行っている。

町道は、毎年５月に道路・歩道の劣化状況、危険箇所の確認と点検を実施している。また、町内の道路について危険箇所の通報があった場合は、現地を確認し国道・道道は、所管する道路管理者へ連絡し修繕等の依頼を行い、町道は速やかに修繕等を行う対応をしている。今後も、町民からより多くの情報提供を得るため広報で周知し、歩行者の安全対策を図っていきたいと考えている。

○小田議員

国稀酒造とその向かい側を横断歩道がないのに渡っていて怖い思いをしたという話を結構聞く。交通事故から守る、歩行者の安全を中心に工夫できないか。

○町長

春の味まつりでは昨年から土曜日も日曜日も通行止めにして、歩行者の安全を図っていた。その前は土曜日は通行止めにしないで実施していたが、非常に危なかったということだ。今、横断歩道があるのは信金のところの信号だけだ。

実際、国稀酒造の前を横断するのを見ているが、信号機、横断歩道は、なかなか新たに付かないという状況。町でどの様な安全対策が良いのか、警察を通じて相談してみたいと思う。

○小田議員

飛び出してきて、本当に怖い思いをしたという声が、最近寄せられている。土日も、本当にたくさんの観光客で賑わっている。車で走行した場合に、人が飛び出て来ると言う声が多く、難しい対応だと思うが、交通安全のプロの助言も得ながら、今後歩行者の安全を中心に、施策を進めてはどうか。

○町長

まず、カーブになっている部分があり、それから道路に入っている「のぼり」、それが死角になってる。そうしたことも検証しながら進めて行きたいと考えている。

～ 春の味まつりでは歩行者天国となる道道増毛港線 ～

地域おこし協力隊について

西山議員①

Q 任期終了後の定住に向け支援策の充実を

A 隊員の希望に沿いできる限りの支援を行う

○西山議員

地域おこし協力隊員制度は、その地域以外の人を協力隊員として委嘱し、将来的には定住を目的にしており、任期は１年から、３年までとなっている。

地域のブランド地場産品の開発、地域おこしの支援や農林水産業、住民生活の支援を続けながら定住を目指し、国から隊員一人あたり４００万円を上限に特別交付税が配分される。

昨年の隊員数は、道は６７９名で各県で一番多い数だ。昨年

の３月までに任期を終えた隊員のその後の居住地調査では、約半数が活動していた町や村から去っていることが判明している。意欲を持つ隊員を集めるには、活動内容を明確に示す事が大切な事ではないか。

　また、地元に就職することができる支援策を考えなければならないと思う。

(1)これまで、協力隊員は何名いたか。

(2)任期終了した隊員はいたか。その後の対応は。

(3)定住が目的だが、町内や住民票のない隊員の場合でも、特別交付税の対象になるか。

(4)委嘱された隊員は職員の定数に入るのか。またアルバイトはできるのか。

(5)隊員を職員の補充や単純な労働力として使用していないか。

○町長

(1)本日現在、３名の隊員が当町内で活動している。

(2)２名の隊員が任期を満了し、定住しており、２名とも町内での起業に向けて準備している。

(3)現隊員、元隊員の全員が住民票を当町に置いている。また、交付税の対象は、町内に住民票を置くことになっている。

(4)隊員は職員の定数には含まれない。

(5)任期満了した隊員を含め、農業分野２名、観光分野２名、健康分野１名の各々が、当町にこれまで無かった事業や、隊員自らの希望に添った業務を行っている。

○西山議員

　これまで隊員が、いろいろなアイデアを出したことはあるか。趣味や特技を活かし、地域の方との交流も必要ではないか。観光ＰＲなどの地域外向けの活動に追われていたのでは、定住のための新しい仕事をするなどの発想は生まれない。また、当町は、年間２６０万円を支給しているが、３００万円以下でこの３年間働いても、果たして定住するだけの資金があるのか疑問だ。国の制度より、当町は少し多く出してると思う。研修費も目的にしたりすると最高で４００万円になるので、そのような活動をして、より多くの支援をするべきと思う。

　最近、任用された方が農業を目指していると聞いたが、実際に農業体験、果樹実習もするなど、少しでもアルバイトが可能なら、収入を増やすことも必要だと思うが。

○町長

　米農家を目指し、新規就農を目指して実習もしている。今年の４月から果樹の研修に入り、５軒の果樹農家を一か月ずつ回っている。

　また、広報等で紹介をしていきたいと思っている。定住に向けてできる限りの支援をしていきたいと考えている。

○西山議員

　最近高齢化によって、離農する方が多くなっている。狭い面積で苗を栽培する試験を行っていて、省力化の技術の普及をしている妹背牛町に、隊員を視察させて欲しいと思うが。

○町長

　隊員の希望を第一に考えて、視察、研修をさせたいと思っている。

○西山議員

　他の町村では、起業した方がいるが、当町は未だに起業した方はいない。補助制度はあるか。

○町長

　隊員が新たに起業する場合、地域活性化の補助金を使えると思う。

～ＰＲイベント等様々な場で活動する協力隊員～

観光客の集客体制について

合羽井議員①

Q 地産物を使った特徴的な飲食物提供の支援と事業者育成ができないか

A 産業活性化支援事業補助金制度を設けて新商品開発などを支援している

○合羽井議員

(1)宿泊施設の確保について、町内に宿泊できる数が少ないと言われている。現況で民宿・旅館・ホテル等で何人位の受け入れが可能か。また、空き家・旧舎熊小学校等を利用した場合の宿泊見込数、その場合に高齢者事業団などへ管理等の委託は可能か。(2)地産物を使った特徴的な飲食物提供について、近年、マスコミ等で目にするインスタ映えで多くの観光客で潤っているところがある。町内で、協働で製品作りやマスコミ対応等を行うことができるか。また、その者を育成する考えがあるか。

○町長

(1)町内の宿泊施設は、ホテル1軒、旅館と民宿が10軒あり、収容人数は約３００人である。

旧舎熊小学校の管理委託は、清掃やシーツの洗濯等は可能と考えている。

(2)町では、「産業活性化支援事業補助金制度」を設けており、新商品開発や販路開拓などのものづくりにも、その制度の中で支援している。

食の観光は、重要なテーマであり、相談があれば町も協力していくので、事業者の積極的な特産品開発に期待している。

○合羽井議員

昨年度の観光客を含めた入り込み数、年間の宿泊者数は。

○町長

宿泊人数は押さえていないが、観光客の入り込みは30万人余りだ。一番観光客が多かったのは平成28年の32万８千人、それから２万４～５千人落ちてる状況で、30万人余りで経過している。今年は、今のところ28年よりも多いと判断している。

宿泊者数は、オーベルジュましけだけで５５００人が1年間に宿泊している。

○合羽井議員

年間30万人入っていて、ホテルの宿泊者が５５００人、民宿等を入れても７０００人ほどだが、観光客数の割には少ない。空き家等で民宿等に使える戸数はどの位あるのか。また、旧舎熊小学校を研修で使っているが、一般の方でも泊まれるのか。

○町長

空き家を民宿にするのは押さえていないが、留萌市では音楽合宿等をやっている。旧舎熊小学校を個人で使うのは難しいと思うが、団体の合宿や研修は、どんどん使って貰って結構だと思っている。

○合羽井議員

各企業や工事関係者が、町内に入ってきたときに、泊まる場所が無くて留萌に泊まることが、あるようだ。旧舎熊小学校に入浴・シャワー施設がないので、教員住宅の風呂なども含めた形で可能か。

○町長

建設業者の住宅を旧舎熊小学校に使うことは考えたこともなく、即答はできない。

合宿や研修も人数が多くなるので、校長・教頭住宅の風呂を使うのは困難と思っており、オーベルジュましけ、もしくは岩尾温泉のお風呂を使って、宿泊という形になればと思う。

～年間約 5,500 人が宿泊するオーベルジュましけ～

町内建設業の担い手確保と育成について

合羽井議員②

Q 公共事業予算の安定的・継続的な確保をすべきでは

A 財政状況と緊急性を考慮し地元企業の育成に努める

○合羽井議員

近年の人口減少、高齢化、新規入職者の減少により、建設業は担い手不足になっている。行政は、公共事業予算の安定的・継続的な確保をすべきだと思う。

(1)この5年間の建設投資額はいくらか。

(2)建築・土木業者数の推移はどうなっているか。

○町長

(1)過去5年間の建設工事発注額は22億7700万円。その内、土木の主なものは、平成27年度から毎年1橋の修繕工事、30年度には朱文別川災害復旧工事を発注している。建築の主なものは、文化センター耐震、認定こども園あっぷる、旧増毛小学校と旧増毛駅舎の改修工事、町営住宅の新築及び改修工事と、旧別苅小学校など公共施設の解体工事、上下水道工事、工事の実施設計などの業務委託をして、今年度は防災無線整備工事を発注している。年度ごとの発注額は4億円から5億円で推移しているが、発注額の他に、住宅リフォーム補助事業の工事費2億6600万円、空き家等除却補助事業の解体工事費として1億8200万円を請け負っている。今後ともその年度の財政状況と緊急性を考慮して、地元企業の育成に努めていきたい。

(2)指名競争入札参加資格業者は、建築工事5社、土木工事4社だが、その内2社は両方に登録されている。土木業者は平成29年11月末に1社が減少している。

○合羽井議員

その内、国や道から受注しているのは2～3社で、他の業者は一般または町の事業の受注で経営している状況だ。国や道が進めている防災・減災の工事を今まで通り確保してほしいが、どのような工事が考えられるか。

○町長

今年は、防災無線の工事が非常に大きな事業。役場の耐震工事については、それだけで10億円以上かかると言われているので、新築工事に向かうことも考えている。

○合羽井議員

防災無線や耐震工事は町内でも限られた業者、または大手の業者でなければできない。川や道路等の工事を作っていくことが大事だ。除雪の問題もあり、担い手を確保していかないと、町道は町が主導してやる状態になっていく。何とか労務者を確保する形で工事を発注しないといけない。若い人達がよそに出ていく可能性があるので、真剣に考えていくべきだ。

また、災害時の、増毛町建設協会との対策提携などは結んでいるのか。

○総務課長

平成20年1月10日付けで石崎町長（当時）と増毛町建設協会山郷和彦会長（当時）の間で「増毛町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定」を結んでいて、双方の申し出がない限り、毎年度更新している。

全町防災訓練について

合羽井議員③

Q 多様な災害に対応した防災訓練を考えては

A 土のう・段ボールベット作りの訓練も実施に向け検討する

○合羽井議員

町が行う全町防災訓練は、多様な災害に対応し、多くの町民が参加しやすい訓練を考えてはどうか。ブラックアウト時の対応や要支援者の避難の検討。また、土のう、段ボールベッド作りなどの訓練をしてはどうか。

○町長

多様な災害に対応した防災訓練は、各自治会からの意見を取

りまとめているところだが、その中に課題も出てくると思うので考えていきたい。全町防災訓練を始めて4年目だが、より高い所に避難することを認知してもらえるようになったと思っている。要支援者の避難は、自治会・支援者にお願いし、土のう・段ボールベッド作りの訓練も実施に向け検討する。多くの町民が参加しやすい訓練になるよう各自治会、連合自治会も提案してほしい。

○合羽井議員
防災無線が通じない場所へのメール発信のサービスを考えているか。

○町長
町からはやっていない。

○合羽井議員
携帯電話は皆が持っているので検討をしてはどうか。
自主防災組織の数と、実際に訓練をしている所があるか。また、要介護の対応など、その状況を把握していないと難しいと思うが。

○町長
自主防災組織が訓練を行うわけではなく自治会が行う。組織は4か所で5自治会だが、今回の訓練での報告は受けていない。自主防災組織が要支援者を避難させるという訳ではなく、援護者が避難させるということ。組織がある所はおそらくそういうスタイルで参加していると思う。

○合羽井議員
一時的に文化センターに行って、そこから高い所に逃げる仕組みだと思うが、そういう形での訓練をしたこともあるか。

○町長
今回、高い所に行けないので文化センターに避難してきた人もいた。そういう方をどのように避難させるかということを考えていかなければならない。

○合羽井議員
要介護の人がいた時に実際に山まで行ってみるとか、炊き出しも集まった人達でどうするかという組織作りや、実際に災害にあった時の本当に困った状態の訓練を考えて実施してほしい。
また、訓練の実施日はあくまでも9月1日に実施するのか。

○町長
当初から9月1日で進めていこうと始めている。

ごみ処理対策について

酒井議員

Q ごみ分別支援事業はどのように活用されているのか

A 現在3世帯が利用しているが今後は町社協とも連携していきたい

○酒井議員

近年、海に投棄されたプラスチックが海洋生物に摂取され、命に大きく影響が出ている現状がある。いち自治体がどうにかできる範囲を超えているとは思うが、小さな町村でも何かできることはないかと考えている。
(1)町はこれをどう分析し、今後どのように対応していくのか。
(2)町道へのごみの投棄はどのような状況になっており、その確認をどのように行っているのか。
(3)山など人目につかない所に廃家電などが投棄されているとの報道があるが、当町ではこのような実態があるのか。あるとすれば、どのように対処しているのか。これまでに取ってきた方策、今後の対応として考えられることはあるか。
(4)昨年、「高齢者などのごみ出し支援を地域の支え合いで行う仕組みが大切ではないか」との質問に「検討する」との答えがあった。留萌南部衛生組合が実施した調査で、紙製容器分別適正処理結果が前回比9・7％ダウンともある。「ごみ分別支援事業」について町広報に2回ほど載っていたが、この事業はどのように活用されていて、今後の見通しと方策は。

○町長
(1)海岸漂着ごみの清掃は、平成25年度から道の補助制度を活用して実施している。30年度は、

古茶内川から港町までの約２kmで25トンの漂着ごみを回収した。廃プラスチック類や金属くず、流木などの木くずが大部分を占めていると分析している。今年度も箸別海岸から阿分漁港までの約７kmで漂着ごみを回収しており、今後も全町クリーン作戦を継続していく。

(2)町職員によるパトロールを実施しているほか、町民から連絡があった際にはごみを回収する対応をしている。

(3)パトロールを実施し、不法投棄があれば速やかに対応をしている。不法投棄があった場所への看板設置や町広報及び防災行政無線による啓発等を行っている。

(4)連合自治会長及び自治会長会議や町広報により周知して、平成30年６月から実施し、現在は３世帯が利用している。社会福祉協議会も事業を検討しているようなので連携の上、方策を考えていきたい。

○酒井議員

いくら掃除をしてもごみが無くならず、費用や人手がかかる等多くの課題があると思うが、これからも続けていくのか。

○町長

今多いのは流木だが、クリーン作戦では木を集められない状況なので、国の補助が８割ある海岸漂着物収集事業を町内業者が行っており続けていきたい。

○酒井議員

昨年の町広報に「不法投棄は犯罪です」との記事があった。即効的、有効な対策は難しいが、何か考えはあるか。

○町長

林道、農道等を通った職員に確認をさせている。見つけた場合は回収して町が処理しなければならない。あとは今のところ広報や看板しかない。

○酒井議員

「ごみ分別等支援事業」は、大事だと思う。気兼ねや抵抗感があるかと思うがこの辺りについてはどう考えるか。

○町長

この事業はプライバシーの関係もあり普及していない。介護保険制度や町社協などの事業と含めて検討したい。日頃からのコミュニケーションが一番だと思うので町内会活動という部分でも検討していきたい。

～海岸漂着ごみを回収　全町クリーン作戦～

「議会だより」について　ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。
ご意見やご感想、どんなことでも結構です。
どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先　電話５３－１３１１（議会事務局 直通）

議員活動リポート　～研修会参加報告～

上野　剛 議員

4月22日に選挙管理委員会より当選証書をいただき、5月1日から新しく町議会議員の任期が始まりましたが、それ以降、『北海道町村議会議員研修会』（6月25日）、『町村議会新任議員研修会』（7月9日）、『議会広報研修会』（8月20日）、『留萌管内町村議会議員研修会』（8月27日）、『留萌南部三市町研修交流会』（9月4日）に参加しました。

私は新任議員ではないものの、以前に新任議員研修会に参加したのは1999（平成11）年のことでしたので、心機一転とばかりに、自らの希望で参加させていただいた次第です。

当日の資料には、この研修会には99町村から255議員の参加者があると書かれていますので、今年は道内約3分の2の町村議会で、多少なりとも新旧の入れ替わりがあったようです。

さて、この新任議員のための研修会は北海道町村議会議長会の事務局長さんが講師となり、「町村議会議長会」「議員の基本使命」「会議原則」「会議の進め方」「請願・陳情の取り扱い」「意見書」「政務活動費」「議会事務局」「議員の福利制度について」等の説明があり、さらに「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望」（以下「環境整備」）について示されもしました。

「議員の基本使命」「会議原則」について、「議員は全住民の代表者であり、議会は意思決定機関である。公務優先であり出席義務を果たす。感情に走ることなく、噂話などを基にした発言をしない。議会の権限には限界があり、議員の活動には制約がある」とされましたが、これはとても基本的で当たり前に思うこととはいえ、今後も勘違いすることがないよう気をつけなくてはいけないことです。

また、この研修会で認識を新たにしたのは、通年議会の開催についてでした。当町議会における定例会の開催は3月、6月、9月、12月で、臨時会は必要に応じて開催されています。通年議会とは、例えば会期を5月から翌年4月までとし、通常の定例会開催月や臨時会以外の期間を休会するというようなもので、私はこれまで通年議会については、その必要性を疑問に感じていたのですが、これは議会の招集権や、町長の専決処分に関わる方策ということでもあるようです。少し調べてみると、導入したはいいものの、元に戻した議会もあるようなので、メリット・デメリットが多数混在する運営方法のようでもあります。しかし、議会運営の観点から、調査・研究の対象としてもよいテーマの一つではないかと考えるようになりました。

その他の、『北海道町村議会議員研修会』は、参議院議員選挙の告示が間近かったことから「どうなる今後の日本政治」、「地方は変われるか～議会はどう変われるか、自治体をどう変えるか」という内容で、『留萌管内町村議会議員研修会』は、「スマート農業の今後の展望」というテーマ。『留萌南部三市町研修交流会』では、「地域医療について」との講演の後、増毛町、留萌市、小平町の各議会におけるICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）化の取組について情報交換を行いました。

これらの議員研修会は来年度以降も開催され、当町議会議員も参加するはずですので、その際にはまた参加報告を掲載させていただきたく思います。

議会運営委員会より

▽傍聴アンケートでお寄せいただいた意見について

議会を傍聴いただいた際に、傍聴アンケートの記入をお願いしていますが、お寄せいただいた意見の中に一般質問における休憩時間について「午前中は休憩を取らずに進めて欲しい」との意見があり、議会運営委員会で協議し、この度の第3回定例会で試験的に午前中の本会議は休憩を取らずに行いました。

傍聴された皆さんから寄せられる貴重なご意見につきましては、議会運営委員会等でその内容を確認、協議させていただき、改善可能な点については取り入れさせていただくなど、よりよい議会づくりを進めていきたいと考えています。

今後とも議会アンケート等を通じ、議会に対しましてご意見をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和元年 第3回臨時会

8月8日開催

8月8日に臨時会を開催し、原案のとおり可決した内容について町民の皆様にお知らせいたします。

◆工事請負契約の締結について

契約予定価格が5千万円を超える工事請負契約の締結について、原案のとおり可決されました。

◎工事名
　増毛町デジタル同報系防災無線整備工事
◎契約金額
　3億9930万円
◎契約の相手方
　北海道電気工事株式会社留萌営業所
◎契約の方法
　指名競争入札

◆財産の購入について

契約予定価格が700万円を超える財産の購入について、原案のとおり可決されました。

◎車両名
　スクールバス
◎購入金額
　946万円
◎購入先
　株式会社　サナダ自工（留萌市）
◎購入の方法
　指名競争入札

町政はあなたのために…
～議会を傍聴しませんか?～

議会はどなたでも傍聴することができます。気軽においでください。

◆町議会の定例会は、年4回（3･6･9･12月）開きます。
◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

議会のうごき

8　月

5日　議会だより157－158合併号発行
8日　令和元年第3回臨時会
　　全員協議会
20日　議会広報研修会（札幌市）
27日　留萌管内町村議会議員研修会（天塩町）
30日　議会運営委員会
　　全員協議会

9　月

4日　留萌南部三市町村議会議員研修交流会（留萌市）
　　議会広報特別委員会
11日　全員協議会
　　令和元年第3回定例会（第1日）
　　平成30年度各会計決算審査特別委員会
12日　平成30年度各会計決算審査特別委員会
13日　平成30年度各会計決算審査特別委員会
　　令和元年第3回定例会（第2日）

10　月

11日　議会広報特別委員会
18日　議会広報特別委員会
19日　第70回北海道植樹祭・育樹祭（苫小牧市）
29日　議会運営委員会行政視察
　　（～31日　上士幌町・芽室町）

～ 569名が参加した議会広報研修会 ～

編集後記

8月20日に札幌市で開催された『令和元年度議会広報研修会』に当町議会の議会広報特別委員会も参加しました。

私も過去に何度か参加したことがありましたが、委員全員が揃って参加したのは近年では稀のことだったようです。

北海道内の市と町村では議会においても区分がありますので、市議会は市議会議長会、町村では町村議会議長会がそれぞれ組織されており、我々町議会議員が参加する研修会は町村議会議長会が主催なのですが、今回の議会広報研修会には113の町村議会から569名の議員が参加されていたようで、そこはとても広い会場だったものの、満席でした。これは、どこの町村議会も議会広報に注力してきていることの現れなのでしょう。

今回の研修会は『読者目線で親切な広報誌を作るには～手に取られ、読まれ、行動に結びつけるには～』との表題で、月刊総務編集長の方が講師を務められていました。『月刊総務』という定期刊行物があることに驚きましたが、講師の話はとても実践的と思う事例も多く、かつ納得しやすい内容でした。今号の『増毛町議会だより』でも早速、講師のお話や、他町村の広報クリニックで学んだこと、気になったことを反映させたつもりでいますので、（講師の言い方を借りれば）「どこか一部分でも光ってくれ」という所です。

我々議会広報特別委員会と事務局は、今後も読みやすい議会広報誌を作っていくよう工夫をしていこうと考えていますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

（至成）

議会広報特別委員会
委員長　上野　剛
副委員長　大井紀美恵
委員　岩崎俊一
　　酒井倫明
　　川島優
　　合羽井達男